

## 国立歴史民俗博物館運営会議に置かれる専門委員会規程

〔平成16年5月21日〕  
〔歴博規第 2 号〕

最近改正 平成28年3月22日

### (目的)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館運営会議規程第7条に基づき、国立歴史民俗博物館運営会議（以下「運営会議」という。）に置かれる専門委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について定めることを目的とする。

### (委員会の名称及び調査審議事項)

第2条 運営会議に次表に掲げる委員会を置く。

名 称	調 査 審 議 事 項
館長候補者選考委員会	館長候補者の推薦に関する事項
教員候補者選考委員会	運営会議での選考に付する教員候補者の選考に関する事項
将来計画委員会	国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）の整備計画に関する事項
共同研究委員会	博物館の共同研究に関する事項
資料収集委員会	博物館の資料収集に関する事項

### (委員)

第3条 委員会の委員は、運営会議の議を経て、運営会議議長が指名する。

2 前項の指名に当たっては、それぞれの委員会について12人を超えてはならない。

### (委員長)

第4条 各委員会に委員長を置く。

2 委員長は、その委員会に属する委員の互選による。

3 委員長は、委員会の会務を掌理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その委員会に属する委員のうちから委員長のあらかじめ指名する者が、その職務を行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。